

5. 平成29年度 連盟規約改訂(案)、連盟役員名簿(案)

(1) 中西讃地区ジュニアサッカー連盟規約(案)

中西讃地区ジュニアサッカー連盟規約

(総 則)

第1条 本連盟は、坂出市、丸亀市、善通寺市、三豊市、観音寺市、仲多度郡、綾歌郡の各地区で活動し、(社)香川県サッカー協会に加盟する団体(スポーツ少年団、サッカークラブ、学校クラブ)をもって構成する。

(名 称)

第2条 本連盟は、中西讃地区ジュニアサッカー連盟(以下「連盟」という。)と称する。

(目 的)

第3条 本連盟は、少年サッカー選手(小学生の男女)及び指導者のサッカー技術の向上と少年サッカー選手の健全な心身の育成・各チーム間の交流・親睦を図ることを目的とする。

(活 動)

第4条 前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 中西讃地区ジュニアサッカーリーグ及び各種大会の開催・運営。
2. 指導者の技術向上。(指導技術及び審判技術の講習会等)
3. 少年サッカー選手の技術向上。(トレセン制度の活用・フットサル地区大会・サッカー教室等)
4. その他、連盟が必要と認める事項。

(組 織)

第5条 本連盟の目的に賛同する団体をもって組織する。

(地区代表委員)

第6条 本連盟を組織する加盟登録団体の各地区より地区代表委員(14名)を選任する。

中讃地区：坂出市、丸亀市、善通寺市、琴平町、まんのう町、綾川町、宇多津町	8名
西讃地区：観音寺市、三豊市、多度津町	6名

(地区代表委員任期)

第7条 地区代表委員の任期は1年とする。

ただし、欠員の場合は、その役員の所属する地区から選任するものとする。

(役 員)

第8条 本連盟に次の役員を置く。

会長 1名	副会長 1名	事務局長 1名	審判部長 1名	*技術部長 1名
会計 1名	フットサル部長 1名	*会計監査 1名	*キッズ部長 1名	役員 8名

(*技術部長、キッズ部長及び会計監査は、地区代表委員会において適任者を選任する。)

(役員の選任)

第9条 役員の選任は、地区代表委員会において選任する。

(役員の承認)

第10条 役員の承認は、総会において承認する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は1年とする。

ただし、役員が欠員した場合は、その役員が所属する地区から選任するものとする。

(会 議)

第12条 本連盟の会議は、総会、地区代表委員会及び役員会とし、すべて会長が召集してその運営にあたる。

1. 総会は、年1回の開催とする。
 - (1) 年度の事業報告及び会計報告を受け承認する。
 - (2) 新年度の新役員を承認する。
 - (3) 新年度の活動計画を承認する。
 - (4) その他。
2. 地区代表委員会は、年1回の開催とする。
 - (1) 地区代表委員会は、名誉会長、会長、副会長、事務局長及び地区代表委員（14名）で構成する。
 - (2) 地区代表委員の中から新役員を選任する。
 - (3) 地区代表委員以外から技術部長、キッズ部長及び会計監査に適した人を選任する。
 - (4) 顧問の選任は、本連盟に対しての貢献度が高く評価された人を選任する。
 - (5) 会議の決定は、メンバーの過半数をもって定め、可否同数の時は議長が決定する。
 - (6) その他。
3. 役員会は、年6回の開催とする。
 - (1) 本連盟の技術部門及び審判部門の向上を図るための事業計画を審議決定する。
 - (2) 本連盟の各種大会の開催・運営等の計画を審議決定する。
 - (3) 会議の決定は、役員過半数をもって定め、可否同数の時は議長が決定する。
 - (4) その他。
4. 会長が必要と認めた場合は、臨時の総会及び役員会を開催することができる。
5. 加盟団体の1/2以上の団体が臨時総会を要求した場合は、臨時総会を開催する。

（会 計）

第13条 本連盟の経費は、登録費、参加費、新規加盟料、寄付金及びその他をもってこれにあてる。

1. 登録費1団体（年間） 5,000円
2. 参加費1チーム（1大会）
 - (1) 読売旗争奪中西讃地区ジュニアサッカー大会（3年生の部～6年生の部）
4,000円（大会抽選当日に納入）
 - (2) フットサル大会 役員協議の上、決定（大会抽選当日に納入）
 - (3) その他 役員協議の上、決定（大会抽選当日に納入）
3. 新規加盟料 5,000円
4. 冠婚葬祭等の特別な出費が生じた場合は、臨時徴収することがある。
5. 会計年度は、総会より翌年の総会までとする。

（役員職務）

第14条 役員職務は、下記のとおりとする。

1. 会長は、本連盟を代表し、総括する。
2. 名誉会長は、会長を補佐するとともに会長に支障等があるときは、会長の職務を代行する。
3. 副会長は会長、名誉会長を補佐するとともに会長、名誉会長に支障等あるときは、会長、名誉会長の職務を代行する。
4. 事務局長は、本連盟のその他諸事業を計画立案する。
5. 審判部長は、本連盟の審判部門の向上を図るための事業を計画立案し実施する。
6. 技術部長は、本連盟の技術部門の向上を図るための事業を計画立案し実施する。
7. フットサル部長は、本連盟のフットサル競技部門の向上を図るための事業を計画立案し実施する。
8. キッズ部長は、本連盟のキッズ競技部門の向上を図るための事業を計画立案し実施する。
9. 役員は、本連盟の各種大会の開催・運営等を計画立案し実施する。
10. 会計は、本連盟の会計事務を行う。
11. 会計監査は、年1回の会計監査を行う。

(処 罰 等)

第15条 本連盟の規約に反すると認められたチームは、役員会において協議して処罰するものとする。

(そ の 他)

第16条 本連盟の開催する各種大会については、下記のとおりとする。

1. 日本サッカー協会「サッカー競技規則」及び「フットサル競技規則」による。
2. 役員会で要綱を定めた場合は、これを採用する。
3. 参加全選手は、チームの責任において障害保険（スポーツ安全協会障害保険）に必ず加入して
4. 選手の負傷等については、連盟（主催者）は応急処置のみとする。
5. 会場の運営は、その会場の所在する地区の団体で対応するものとする。
6. 連盟主催大会のグラウンド使用料（石灰代金等）は、連盟が支給するものとする。

グラウンド使用料（1日につき）

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 6年生の部～3年生の部 | 2,000円/コート |
| (2) 2年生の部以下 | 1,500円/コート |
| (3) その他 | 役員協議の上、決定 |

(訃 報 等)

第17条 加盟チーム等にて訃報があった場合の対処としては、下記のとおりとする。

1. 本連盟に加盟している代表者等は、下記対象者に訃報があれば各チーム内の判断でもって、本連盟事務局まで連絡することとする。
 - (1) 本連盟に加盟しているチームの指導者及び指導者の配偶者を対象とする。
 - (2) 香川県サッカー協会の役員本人のみを対象とする。
2. 本連盟に加盟しているチームの代表者等から事務局に訃報の連絡があった場合のお悔やみの金額は、下記のとおりとする。
 - (1) 本人 10,000円
 - (2) 配偶者 5,000円
3. 会長が認めた場合、お悔やみを出すことができる。
4. お悔やみの費用は、本連盟の会計（一般）から充当する。

(施 行)

第18条 この規約は、平成18年3月4日より施行する。

平成19年 3月 3日改訂
平成20年 3月 3日改訂
平成21年 3月 7日改訂
平成22年 3月13日改訂
平成24年 3月 4日改訂
平成29年 2月25日改訂